

# 令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付のご案内

子育て世帯の生活を支援するため**一時金を支給**します！



## 1. 支給要件

### 対象児童

次の①～③に該当する児童

- ①令和3年9月分の**児童手当（本則給付）**支給対象となる児童
- ②**平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ**の児童（高校生相当）
- ③令和4年3月31日までに生まれた**新生児**

### 支給対象者

対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の方

## 2. 支給額

児童1人当たり **10万円**

■支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。  
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

\* お問い合わせは、下記までお電話ください。

### ■京丹後市役所

「子育て世帯への臨時特別給付金」窓口

**電話：0772-69-0310**

（受付時間：平日8:30～17:15）

### 3.給付金の支給手続き

#### 申請不要

令和3年9月分の児童手当(本則給付)を京丹後市から受給している受給者

- ▶ 支払通知書にて振込日を通知後、児童手当の指定口座に振り込みます。

【ご注意ください】

※ 給付金の支給を希望しない場合や指定口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、手続きが必要ですので担当窓口へご連絡ください。

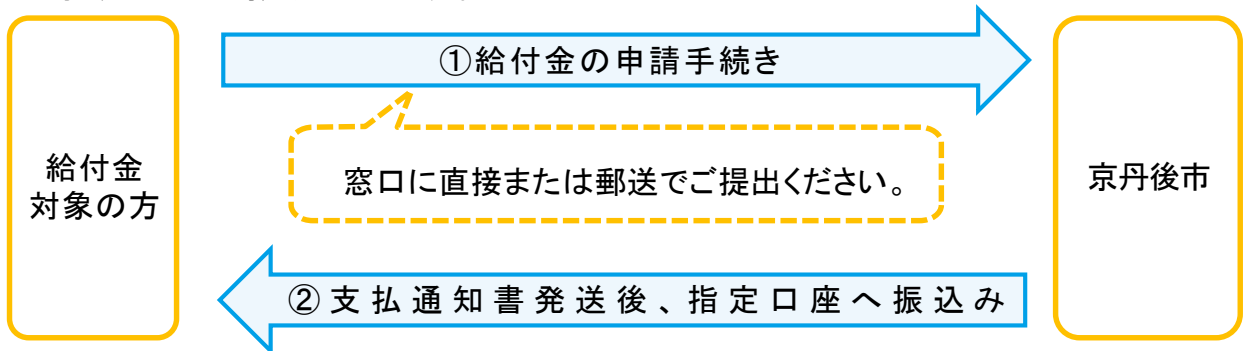
#### 申請が必要

下記(1)~(3)に該当する方

- (1) 令和3年9月30日時点で**平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれの児童のみ**を養育する保護者
- (2) 所属庁から児童手当(本則給付)を受給している**公務員**
- (3) 令和4年3月末までに生まれた**新生児**の保護者

※生計を維持する程度の高い者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同等未満であること

- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに京丹後市の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認後、順次指定口座に振り込みます。



京丹後市ホームページにて、本給付金についてのご説明やQ&Aを掲載しています

京丹後市 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付



で検索

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに京丹後市から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに京丹後市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。